

「茨城県肥料価格高騰緊急支援金」 受付を2月27日（月）から開始いたします

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し肥料価格が高騰していることから、国の肥料価格高騰対策事業の参加農業者（化学肥料低減等の取組を行う農業者）のうち認定農業者等に対して、県が独自にさらに肥料費の値上がり分の10%を支援します。

報道機関の皆様におかれましては、本支援金の周知・広報にご協力をお願いいたします。

事業の概要（詳細は別添チラシをご覧ください）

■支援の対象となる肥料

令和4年6月以降に令和4年秋肥として購入した肥料

■支援金額

国の肥料価格高騰対策事業における補助金（前年度からの肥料費の値上がり分の7割）に加えて、県が独自にさらに1割を支援

■支給要件

- (1) 国の肥料価格高騰対策事業の採択を受けた取組に参加し、補助金を受給していること。
- (2) 認定農業者等であること。

※この他にも支給要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。

■申請期間

令和5年2月27日（月）～令和5年3月10日（金）

※書面申請の場合は当日消印有効

■申請方法

書面申請または電子申請

■問合せ窓口（2月27日（月）から開設）

茨城県肥料価格高騰支援事業 相談窓口

☎029-301-5338（平日10時～19時）



茨城県 肥料価格高騰緊急支援金

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、国の肥料価格高騰対策事業に参加した認定農業者等の皆様に県が肥料費の値上がり分を支援します。

支援の対象となる肥料

令和4年6月以降に令和4年秋肥として購入した肥料

※令和5年春肥として購入した肥料分の取扱いについては、別途ご案内します。

支援金額

国の肥料価格高騰対策事業における補助金（前年度からの肥料費の値上がり分の7割）に加え、県が独自にさらに1割を上乗せ支援します。

<算定式>

$\text{支援金額} = \text{国事業における補助金受給額} \div 7$ （小数点以下は切捨て）

申請期間

令和5年2月27日（月）～令和5年3月10日（金）

書面申請の場合
当日消印有効

申請方法

書面申請 又は メールによる申請 ※詳細は裏面をご覧ください。

【お問い合わせ先】 ※相談窓口は27日（月）より開設いたします。

茨城県肥料価格高騰緊急支援事業 相談窓口

電話：029-301-5338（平日10時～19時）



申請方法の詳細

(1) 郵送による書面申請

レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、申請書類を送付してください。(3月10日当日消印有効)

【送付先】 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
茨城県肥料価格高騰緊急支援金審査デスク 宛

(2) メールによる電子申請

メールのタイトルを【肥料価格高騰緊急支援金申請】としたうえで、申請書類のデータを以下のアドレス宛に送付してください。

【送付先】 noseisaku3@pref.ibaraki.lg.jp

提出書類

提出いただく書類は以下の計**3点**です。

県農業政策課
ホームページはこちら▶



様式のデータは県ホームページからダウンロードしてください。

	様式名	区分
1	様式1号 茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支援金支給申請書	必須
2	様式2号 肥料価格高騰対策事業参加農業者証明書	必須
3	様式3号 茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支給要件証明書 <認定農業者もしくは認定新規就農者の場合> 農業経営改善計画 or 青年等就農計画の認定書の写し	いずれか一方でも可

支給要件

- (1) 国の肥料価格高騰対策事業の採択を受けた取組に参加し、補助金を受給していること。
- (2) 認定農業者等であること。
- (3) 市町村等から国事業に対する同様の上乘せ支援を受けている場合、その支援金と本支援金の合計額が肥料費の値上がり分を超えないこと。

※このほかにも支給要件があります。詳しくはホームページをご確認ください。

申請に関する注意事項

- 不正受給は犯罪です。悪質と判断された場合は、申請者名および屋号等を公表するとともに、告訴等の対応をさせていただきます。
- 虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。
※併せて加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。